⑷　回収可能サービス価額の概要

名　　称	回収可能サービス価額	その旨及び算定方法の概要
中小企業大学校　関西校	27,220,000円	［土地・建物］正味売却価額（不動産鑑定士による評価額から処分費用見込額を控除した額）

２．減損の兆候が認められた固定資産に関する事項

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

名　　称	用　途	種　　類	場　所	帳簿価額	備考
旭が丘宿舎	職員宿舎	土地、建物、構築物、工具器具備品	東京都日野市	299,073,143円	

⑵　減損の兆候の概要

名　　称	概　　要
旭が丘宿舎	入居率が３年間連続して50％を下回ったため、減損の兆候を把握しております。

⑶　減損の認識に至らなかった理由

名　　称	理　　由
旭が丘宿舎	使用目的に従った機能を現に有していることから、減損を認識しておりません。

［税効果会計関係］

繰延税金資産の発生の主な原因の内訳

出資金評価損	405,728,761円
税務上の繰越欠損金	555,075,412円
繰延税金資産小計	960,804,173円
評価性引当額	△ 960,804,173円
繰延税金資産合計	—円

［収益認識関係］

当機構は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

当機構の一定の事業等のまとまりごとの区分は、地域牽引・成長志向の中小企業への支援、企業の成長段階に応じた新市場開拓支援、スタートアップの創出・成長への支援、事業継続・経営体力強化への支援及び経営環境変化対応への支援であり、各事業の主なサービス等の種類は大学校関係事業及びハンズオン支援事業等であります。また、一定の事業等のまとまりごとの区分における収益は、地域牽引・成長志向の中小企業への支援で80,519,250円の全額がハンズオン支援事業、経営環境変化対応への支援については、1,071,827,641円のうち1,002,193,273円が大学校関係事業であります。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ　重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、297,182,783円であり、当機構は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて翌年度に収益を認識することを見込んでいます。

Ⅲ　重要な債務負担行為

１．一般勘定

⑴　投資事業有限責任組合契約により、組合から出資履行請求を受けた際に契約で定められた出資約束金額を限度に出資を行う業務を負っているが、このうち未だ請求がなく、未履行の金額は、164,138,877,172円であります。

⑵　「新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業」に係る助成金活用状況の確認業務委託に関する委託契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、786,371,897円であります。

⑶　「中小企業等事業再構築促進補助金」に係る事務局業務委託に係る業務委託契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、22,650,481,977円であります。

⑷　「中小企業省力化投資補助事業」に係る事務局業務委託に係る業務委託契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、24,650,274,496円であります。

⑸　サーバ及びＷＡＮ回線等の導入及び保守業務に係る請負契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、459,497,412円であります。

２．小規模企業共済勘定及び中小企業倒産防止共済勘定

⑴　コンタクトセンター（共済相談室）運営管理業務に係る請負契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、1,402,058,174円であります。

⑵　共済業務に係るホストコンピュータ機器の更新業務に係る請負契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、584,180,675円であります。

⑶　小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係る各請負契約について、翌事業年度以降に支払を予定している金額は、アプリケーションの設計・開発・保守業務については13,663,933,800円、ミドルウェアの構築・保守業務については3,153,256,760円、インフラ基盤の構築・保守業務については4,088,449,684円、発注者支援業務については6,392,057,089円、プロジェクト管理業務については271,249,000円、データ抽出・確認システムの開発・運用業務については476,759,800円であります。

Ⅳ　重要な後発事象

該当ありません。

Ⅴ　固有の表示科目の内容

代理店勘定

当事業年度に属する収納金で代理店において収納済みであるが、当機構において収納未済となっているものを整理しております。

Ⅵ　その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成15年政令第308号）第７条の規定に基づき、小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）第９条第３項第２号ロ及びハの令和７事業年度に係る支給率が、経済産業大臣により、0.01047と定められたことから、令和７事業年度において、付加共済金等に係る責任準備金を計上することとしております。